

府 共 第 7 4 8 号
雇 児 発 1 2 0 2 0 0 4 号
平 成 1 6 年 1 2 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

内 閣 府 男 女 共 同 参 画 局 長

厚 生 労 働 省 雇 用 均 等 ・ 児 童 家 庭 局 長

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 64 号）については、平成 16 年 12 月 2 日から施行されたところである。

改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、同日付けで別途、主務府省庁の連名により通知しているところである。

各都道府県において施策を実施する際は、法、基本方針及び下記に示す留意事項等に十分配慮し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に万全を期すとともに、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知の内容については、警察庁、法務省、文部科学省、最高裁判所と協議済みであることを申し添える。

また、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 配偶者暴力防止法の改正の概要と留意事項

1 定義（第1条関係）

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとされた。

配偶者からの暴力の発見者による通報等（第6条）、警察官による被害の防止（第8条）、警察本部長等の援助（第8条の2）及び保護命令（第4章）に関する規定においては、配偶者からの身体に対する暴力に限るとされているが、これ以外の規定については、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれている。

2 国及び地方公共団体の責務（第2条関係）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護については、これまでも国及び地方公共団体の責務とされてきたところであるが、法において、被害者の保護の中に被害者の自立を支援することが含まれることが明確化された。

被害者の自立支援は、被害者の保護を図る上で極めて重要であり、法第2条にいう「地方公共団体」には市町村も含まれると解されることから、都道府県及び市町村においては、法の趣旨を踏まえ、自立支援も含めた被害者の保護に積極的に取り組まれない。

3 基本方針及び基本計画（第2条の2及び第2条の3関係）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないとされた。

4 配偶者暴力相談支援センター（第2章関係）

（1）市町村による支援センターの業務の実施（第3条第2項関係）

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）としての機能を果たすようにすることができる」とされた。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行について」（平成13年10月30日府共第592号内閣府男女共同参画局長通知）にいう都道府県の「支援センター取りまとめ部局」及び「支援センターの機能を果たす複数施設の連携の中心となる施設」にあつては、今後、当該都道府県内の市町村が自ら設置する施設において支援センターの機能を果たす場合、これまで都道府県が設置する支援センターの機能を果たす各施設について行っていたのと同様に、市町村で支援センターの機能を果たす施設及び当該市町村でその施設の業務を取りまとめる部局と十分な連携をとり、当該都道府県下の支援センターが一体となって施策を実施できるようにする必要がある。特に、都道府県と市町村の支援センターの機能を果たす施設との間の連携が不十分なため、被害者をたらい回しにするようなことがないよう御留意いただきたい。

都道府県内の市町村が自ら設置する施設において支援センターの機能を果たすことを予定している場合、これまでの都道府県における支援センター関係の業務の実施状況等を踏まえ、当該市町村に対し必要な助言を行い、支援センターの機能の十分な発揮を支援していただきたい。都道府県は、当該市町村に対し、以下について周知徹底されたい。

ア 支援センター取りまとめ部局の決定

支援センター業務を円滑に行うためには、その業務を取りまとめる部局が必要となる。当該市町村においては、支援センター取りまとめ部局を早急に決定し、その部局が中心となって、各種施策を推進する。

イ 支援センターの機能を果たす施設の指定

支援センターの指定に当たっては、市町村が設置する施設に限ること、市町村が設置した施設であればその運営主体は問わず（財団運営でも構わない）、その施設の職員が公務員か否かも問わないことに御留意いただきたい。

ウ 支援センターの機能を果たす施設についての広報

市町村においてどの施設において支援センターの役割を果たすこととなっているのかについて、広く情報（連絡先）が行き渡っている必要があり、当該市町村にあっては、各種媒体を通じて広く一般に広報する。

エ その他

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について」（平成14年3月25日府共第202号内閣府男女共同参画局長通知）における都道府県の設置する支援センターの機能を果たす施設についての記述は、市町村の設置する支援センターの機能を果たす施設にも準用される。

（2）支援センターの業務等（第3条第3項及び第5項関係）

支援センターは、被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等が明記された（第3条第3項）。

また、支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとされた（同条第5項）。

5 被害者の保護（第3章関係）

被害者の保護について、新たな規定が盛り込まれた。これまでも福祉事務所においては、被害者の自立を支援してきたところであるが、法において、福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが明確化された（法第8条の3）。また、これまでも関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとされてきたところであるが、法において、関係機関として市町村の関係機関も含まれることが明確化された（第9条）。さらに、関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとされた（第9条の2）。このほか、警察本部長等の援助についても規定された（第8条の2）。

6 保護命令（第4章関係）

離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発することとされた（第10条第1項本文関係）。

また、配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた。ただし、被害者の子が15歳以上のときは、その同意がある場合に限られる（第10条第2項関係）。

さらに、退去命令については、期間が2月間に拡大されたほか（第10条第1項第2号関係）、退去命令の再度の申立てが認められた（第18条関係）。退去命令の再度の申立てについては、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住宅から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により既に発せられている退去命令の期間内に転居を完了できない等、退去命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、これを発することとされた。ただし、配偶者の生活に特に著しい支障が生ずると認めるときは、これを発しないことができることとされた。加えて、退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかひの禁止を命ずることとされた（第10条第1項第2号関係）。

なお、保護命令の再度の申立てをする場合において、支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付が不要とされた。

支援センターにおいては、保護命令に関し、以下について御留意されたい。

- (1) 支援センターが裁判所に書面を提出する際は、別紙1の様式を活用されたい。また、その記載要領については、別紙2を参照されたい。
- (2) 支援センターにおいては、未成年の子がいる被害者に対して保護命令の説明等を行う際には、子に対して接近禁止命令の発令の申し立てができることも併せて説明する。被害者又は被害者の同居する子に対して接近禁止命令が発令されたことを承知した場合は、被害者に対して、子が通学する学校又は通所する保育所に対してそ

の旨を速やかに申し出るよう勧奨することが必要である。被害者にとっては、自分が配偶者からの暴力の被害者であることや接近禁止命令が出されたことなどは、極めて個人的な情報に当たることから、学校又は保育所に申し出ることを躊躇する場合も考えられる。この場合、申し出るかどうかはあくまで被害者本人の判断によることを念頭におきつつ、被害者に対して、申出を勧奨している理由について、丁寧な説明を心がける必要がある。

- (3) 保護命令の再度の申立ての場合において、裁判所から書面の提出を求められた場合の手続は当初の申立ての場合と同様であるので、速やかに対応されたい。

7 職務関係者による配慮等（第23条関係）

職務関係者については、これまでもその職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされてきたところであるが、法において、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重することが明確化された。

- ## 8 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」における配偶者暴力相談支援センター等に係る規定の施行について（平成14年3月25日府共第202号内閣府男女共同参画局長通知）について

標記通知の一部を次のように改正する。

「第1 今回施行となる支援センター等に関する規定の要点」における「1 支援センターの機能を果たす施設（第3条関係）」の「(1)施設」中「市（政令指定都市を含む。）町村が設置する施設や」を削る。

「(2)機能」中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、「支援センターの業務が対象とする被害者には、配偶者から身体的暴力を受けた者だけでなく、被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者も含んでいる。」及び「市町村等が被害者の相談等を行うことも可能であるが、これを配偶者暴力防止法で規定する支援センターの機能として位置づけることはできないという趣旨である。」を削る。

「3 被害者の保護のための関係機関の連携協力（第9条関係）」中「社会福祉法に定める福祉に関する事務所等」を「福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関そ

の他の」に改める。

「5 保護命令の審理の方法（第14条関係）」における「(1)裁判所提出書面について」中「配偶者暴力防止法第12条第1項第3号」を「配偶者暴力防止法第12条第1項第4号」に改めるとともに、「平成14年4月1日以降、都道府県女性センター及び都道府県が設置する福祉に関する事務所（以下「都道府県福祉事務所」という。）が、支援センターとして裁判所に書面を提出する際は、別紙1の様式を活用されたい。また、その記載要領については、別紙2を参照されたい。」を削る。

「(4)電話による相談等」中「配偶者暴力防止法第12条第1項第3号」を「配偶者暴力防止法第12条第1項第4号」に改める。

9 「母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施について」（平成15年6月24日雇児発第0624001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱」の一部改正について

(1) 改正の趣旨

子どものいる被害者の自立を支援する上で、被害者の就業に向けた支援を促進することが極めて重要であることから、これらの者について、母子家庭等就業・自立支援センター事業の対象とする。

(2) 改正の内容

標記実施要綱の一部を次のように改正する。

「3 対象者」の「対象者は、原則として母子家庭の母等」の後に、「（ただし、夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）」を加える。

第2 児童虐待の防止等に関する法律に基づく通告等について

「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年法律第30号）については、一部を除き平成16年10月1日から施行されたところである。

改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「改正児童虐待防止法」という。）においては、児童が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ず

る心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。) その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待に当たることが明確化された。また、改正児童虐待防止法では、第6条において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとされたところである。

これにより、支援センターは、児童の面前で配偶者からの暴力が行われる等児童に著しい心理的外傷を与えているなど、児童虐待が行われていると思われる場合、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。通告に当たっては、改正児童虐待防止法の関係条文の規定及びその趣旨について、必要に応じ、被害者に説明を行うことが望ましい。

市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所は、支援センターからの通告を受けた場合、児童の特定、家族構成の確認、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関での取扱い経過等必要な初動調査を行い、児童の安全の確認、問題の内容、児童が置かれている環境や児童の身体的・精神的状況の把握に努めることとし、児童の安全が確保できないと思量する場合等緊急介入や一時保護の必要性が高い場合には児童相談所において迅速な対応を図るものとする。この中で、当該児童又は児童の保護者に対応する場合、その対応によって被害者が配偶者からの更なる暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるなど、配偶者からの暴力の被害者及びその児童の安全が損なわれることのないよう、事前に必ず支援センターと十分な協議を行うことが必要である。

なお、配偶者からの暴力に伴う児童虐待への対応は、緊急保護か在宅での継続的支援かにかかわらず、児童虐待に対応する機関と配偶者からの暴力に対応する機関との間で支援方針や各機関の役割分担についての共通理解の形成が欠かせないことから、支援センター等配偶者からの暴力に対応する機関及び児童相談所等児童虐待に対応する機関は、それぞれ児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）及び配偶者からの暴力の被害者保護のための地域の関係機関による協議会等が設置されている場合は積極的に参加することが望ましい。

(別紙省略)